

第49回（平成29年12月6日）

○的井総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、手塚委員、加藤委員、大滝委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第49回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は2つです。

議題1、マイナンバー法に基づく報告結果につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議題1について、資料1-1から1-4を用いて御説明させていただきます。

資料1-1を御覧下さい。地方公共団体等に対して、マイナンバー法第29条の3第2項及び特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則に基づき、報告を求めました。

対象機関は、都道府県、市区町村に教育委員会等の実施機関を含めた2,153機関及び一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体並びに地方独立行政法人のうち、基礎項目評価書を委員会に提出した89機関、合わせて2,242機関です。

報告内容は2つあり、1つ目は、全項目報告書、重点項目報告書として、委員会に全項目評価書又は重点項目評価書を提出している機関に対して、各機関が評価書に記載したリスク対策に関する平成28年度の措置状況等について、事務ごとに求めたものです。

2つ目は、個別テーマに基づく報告書として、委員会が今回設定した項目に関し、平成28年度の実施状況及び実施計画等について、機関ごとに報告を求めたものです。なお、報告を受ける際、実施計画の策定や実施方法に関し、必要に応じて指導を行いました。

報告結果についてですが、まず、資料1-2を御覧下さい。全項目報告書の主な報告結果として、全項目評価書に記載されたリスク対策について、リスクごとの措置状況を取りまとめております。取りまとめた結果、おおむね必要な措置が講じられていることが確認できました。

続いて、資料1-3を御覧下さい。重点項目報告書の主な報告結果として、重点項目評価書に記載されたリスク対策について、リスクごとの措置状況を取りまとめております。取りまとめた結果、おおむね必要な措置が講じられていることが確認できました。

続いて、資料1-4を御覧下さい。個別テーマに基づく報告書の報告結果として、委員会が今回設定した15項目について実施状況等を取りまとめたものです。

資料の円グラフについては、1ページを御覧下さい。平成29年度中に対応が完了する予定の機関も含めて「適切に実施している」を水色で、「平成29年度中に対応が完了しない」を赤色で表示しております。

取りまとめた結果、いずれも、おおむね必要な措置が講じられていることが確認できました。ただし、円グラフの赤色で表示している「平成29年度中に対応が完了しない」一部の機関において、実施に向けて取り組んでいる旨の報告があったことを御報告いたします。

最後に、今後の取組として、これらの報告を受け、対応が完了しない機関に対しては、都道府県にも協力を求めながら、委員会が個別に指導を行うなどして、早急な実施を促していくとともに、対象機関における特定個人情報の取扱いがより適切なものになるよう、当委員会として各種の取組を実施していきたいと考えております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 御説明をありがとうございます。

報告結果を見ると、おおむね必要な措置が講じられているということですが、ただいまの御説明にありましたように、一部の機関については対応が十分でないということです。今回、報告を求めてからその結果を取りまとめるに至るまでの間に、委員会側から対象機関に対して必要に応じて非常にきめ細やかな指導を行ったということは、当該機関の現状を把握できただけでなく、それらの機関により具体的に改善を促す効果があったと思われまます。それを踏まえれば、今後もそれらの機関の取組についてはしっかり確認をしていく必要があると思われまます。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 今回を見ると、おおむね必要な措置が講じられているということで良かったと思います。

報告内容は機関によって様々であると思いきれども、都道府県は管内の市町村について実態が分かると思うので、そういう意味で、都道府県の協力というのは非常に重要でございますので、今後とも報告の仕方も含めて工夫して欲しいと思いきいます。

以上です。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 御報告ありがとうございます。

今回の報告結果で地方公共団体等の実態が把握できたように思いきいますし、また、課題も見えてきたように思いきいます。平成30年度に向けましては、今回の報告結果に関するフォローアップに加えまして、委員会が、今後の監視監督活動を更に高い水準で行うために、有効に活用できるテーマを設定することが重要だと思いきいますので、報告内容にどのテーマを盛り込んでいくのかということをよく検討いただいて、設定いただきたいと思いきいます。

以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

こういう形で定期的な報告を求めたのは初めてですが、報告を求めたことで地方公共団体等の実態が把握できたことと思います。この結果を活用するとともに、今回実施した際のノウハウを活かしまして、平成30年度以降の報告にもつなげていきたいと思ひます。

議題1は以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

次に、議題2、個人情報保護法第24条に係る委員会規則の改正案につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料2-1、2-2について御説明をさせていただきます。

個人情報保護法の第24条におきましては、外国にある第三者に個人データを提供する際には、原則として外国にある第三者に提供するという旨の本人の同意が必要であると規定されております。ただし、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国につきましては、当該外国にある第三者に個人データを提供する場合には、この規定は適用されないとされているところでございます。

今回の委員会規則の改正案は、この我が国と同等の水準であると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国について定めるものでございます。

この要件につきましては、本年6月の委員会の場において、我が国の個人情報保護法の規定に相当する規定などがあることとすとか、独立した個人情報保護機関が存在することなどの5つのポイントにつきまして、御審議・御決定をいただいたところでございまして、今回の改正案につきましては、これに即した形で具体的な要件を規則案としてお示ししているところでございます。

条文の案につきましては、資料2-2をご覧くださいと思います。

第1項で、1号から5号まで具体的な要件の案ということで記載させていただいております。また今回、外国の指定要件と併せて、外国を指定する際に要件は満たしているものの、例えば個別のデータの取扱いについて、制度上の取扱い、枠組みが我が国と異なるといったような場合も想定されますので、そのような場合には指定に当たって必要な条件を付することができるという規定についても第2項のほうで置かせていただいております。

この改正案につきましては、本日御審議・御了承をいただければ、今後1カ月間、パブリックコメントの募集を行いまして、その後、パブコメの結果を委員会に報告した後、来年の春ごろをめどに公布・施行することとしてはどうかと考えております。

説明は以上でございまして。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ををお願いします。

熊澤委員。

○熊澤委員 ありがとうございました。

本年6月に委員会決定した方向性に基づいて、今回、判断基準を定める規則案を整備で

きたことにつきましては、日EU間の相互認証に向けた重要な進展であると思います。今後、日EU間の交渉も最終段階に入ることとなりますけれども、2018年早期の相互認証実現に向けて、引き続き精力的に進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 ありがとうございます。

パブリックコメントでどのような意見が出されるか、気になるところですが、おおむね指定すべき海外を決める際のポイントが非常にすっきりと規則案として定められていて、基準としてはわかりやすくなっていると思います。

特に6月の委員会でも確認したところでございますけれども、各国の考え方によって制度的枠組みがさまざまで、外国を指定する際に何らかの条件をつけることが必要な場合も想定できます。そのときにきちんと対応できるように規則案に盛り込まれている点が、良いと考えます。以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

このテーマは個人情報保護法第24条に係る委員会規則の改正案となっておりますが、24条でこれまで規則として定めてきたところにはまだ入っていなかったために、いろいろなところから、いつ、どういうように定めるのかということ聞かれております。今後、欧州委員会とダイアログを重ねるに当たっても必要などころでもありますので、こういう形で委員会として、規則の改正案ということになります。それを定めることの意味は大変大きいと思います。

ということで、本件につきましては、先ほど御説明がありましたように、この案でパブリックコメントにかけたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 では、そのように進めさせていただきます。ありがとうございます。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 では、そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。

的井総務課長から今後の予定の説明をお願いします。

○的井総務課長 次回でございますが、12月18日月曜日の14時30分から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取り扱います。  
本日は、誠にありがとうございました。